

平成 21 年 5 月 20 日現在

研究種目： 基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号： 18530044

研究課題名（和文） 独占禁止法と金銭的サンクション
- EC 競争法上の行政制裁金制度とその賦課手続 -研究課題名（英文） Competition Law and Monetary Sanction
-Fines and Procedures in EC Competition Law -

研究代表者

土田 和博（TSUCHIDA, Kazuhiro）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：60163820

研究成果の概要：

EC 競争法上の行政制裁金は、利得への固執性と加減算の可能性を座標軸としてみれば、賦課対象行為の選択と制裁金額の算定のいずれにおいても利得への固執性が小さく、加重・軽減要因による加減算の可能性が大きい制度であると評価できる。日本においても独禁法の違反抑止力を強化する観点から、不当な取引制限だけでなく、私的独占（支配型および排除型）に対して、課徴金を賦課することができる制度を導入すべきである。その場合、新しい課徴金制度は、EC 競争法上の行政制裁金制度を参考にしつつも、大幅な裁量性の問題などについて一定の修正を加える必要がある。新しい課徴金の算定は、違反行為の対象となった商品・サービスの売上額に一定の算定率を乗じた額を基礎額とし、これに一定の要因に基づいて加減算を行うこととすべきである。

いずれの国・地域においても金銭的サンクションは、構造指向的レメディや行為指向的レメディに比べて執行が相対的に容易であり、行政当局や裁判所による継続的監視が不要である点に特徴があるが、それ自体としては市場支配力の弊害に対応するものではないことから、課徴金は、構造指向的レメディ、行為指向的レメディと組合せ、相互補完的に用いる必要がある。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,100,000	0	1,100,000
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	600,000	3,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード： 独占禁止法、競争法、行政制裁金、課徴金

1．研究開始当初の背景

研究開始当初、日本でも世界各国・地域でも価格カルテル、市場分割協定、入札談合、市場支配的地位の濫用行為などが頻発しており、独禁法の禁止規定の実効性をいかに確保するかが世界的に重要な課題となってきた。とりわけ日本では入札談合、価格カルテルが後を絶たず、独禁法の禁止の実効性をどのように確保するかが問われていたわけである。世界的にみると、アメリカは反トラスト法違反に刑事罰だけを科し、EUは行政制裁金のみを課しているが、これは歴史的経緯や権限のけん欠によるものであって両者を組合わせて執行力を強化することを妨げるものでないことから、日本の独禁法において、刑事罰を残しつつ、課徴金制度を拡充する方向が模索された。

研究開始当初、日本では課徴金は、一定の不当な取引制限にしか課されておらず、支配型私的独占は 2005 年改正で導入されたものの、まだ改正法は施行されていなかった。また排除型私的独占に対する課徴金制度は改正法案が国会に提出されてさえいなかった。

2．研究の目的

このような中で価格カルテルや入札談合について不当な経済的利得を徴収する制度と考えられていた課徴金制度を、支配型私的独占、排除型私的独占などに賦課対象を拡大するとともに、一定の要因によって加減算を行う課徴金制度に変更する可能性を検討する必要があった。より具体的な研究の目的としては、刑事罰と課徴金の併科の可能性があるが、これは憲法の禁ずる二重処罰に当たらないかなどの前提問題、行政上の義務違反に対して賦課することにより、違反の抑止を一般的に確保しようとする金銭的サンクシ

ョンとしての課徴金制度の設計のあり方、その賦課手続のあり方などがあった。このうち、は本研究では視野に収められていたものの、十分な検討を行うことができず、将来の課題として残った。

3．研究の方法

上のような目的を達成するため、については、カルテルだけでなく、市場支配的地位濫用行為にも賦課されている EC 競争法上の行政制裁金制度を検討した。より具体的には EC 競争法の行政制裁金制度の法的枠組みを構成する 2003 年閣僚理事会規則 1 号の 23 条 2 項に基づく欧州委員会の 2006 年算定ガイドライン、2006 年リニエンシー告示（ならびに旧算定ガイドライン、旧リニエンシー告示）および EC 条約 81 条違反、82 条違反行為への適用事件を検討した。

また については、類似すると考えられる国税通則法上の重加算税に関する判例により二重処罰に当たらない条件、範囲等を検討した。

4．研究成果

本研究は EU 型行政制裁金制度に一定の修正を施しつつ、日本の独禁法にその導入を検討する価値があると考えられる。

第 1 に、二重処罰との関係について。重加算税は刑事罰と併科されても憲法 39 条違反でないとするのが最高裁の判例である。重加算税は、過少申告加算税が課されるべき場合において納税者が国税の課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽または仮装していたときは過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額の 35% を、無申告加算税が課されるべき場合であって納税者が隠蔽または仮装をして期限までに申告

しなかった場合等に無申告加算税の計算の基礎となるべき税額の40%をそれぞれ賦課される(国税通則法68条1項、2項)。過少申告または無申告の場合、過少申告加算税、無申告加算税の計算の基礎となるべき税額は発見されなければ領得したであろう利得であるから、カルテル等独禁法違反の場合には違反行為によって得た利得がこれに相当すると考えられる。公取委の公表した資料によれば、価格カルテルと入札談合の不当な利得の平均値は16.5%であるとされており、この35%ないし40%増、すなわち少なくとも不当な取引制限の場合、売上額の22%ないし23%程度までは類推的に可能なのではないかと考えられる。

第2に、新しい課徴金の賦課対象行為については、義務違反を抑止する必要は不当な取引制限に限らないところから、少なくとも不当な取引制限と同じく一定の取引分野における競争を実質的に制限する私的独占にまで拡大する必要がある(支配型のみならず、排除型にも)。

第3に、新しい課徴金制度の基本的な算定方法についてである。これについては、関連商品等売上額に一定の算定率を乗じた額を基礎額とし、これに一定の要因によって加減算するという算定方式が国際的整合性の観点からも望ましいと思われる。

第4に、関連商品等売上額と算定期間については、違反行為が直接に対象とする商品またはサービスの売上額を算定の基礎とするのが最も穏当な考え方であろう。算定期間に関しては、売上額の確定について、帳簿が利用できる限りで現実の売上額により、帳簿の保存期間を超えて違反が継続していた場合は、帳簿による現実の売上額と帳簿が利用できる最も古い事業年度の売上額に残りの違反期間を乗じて得た額(ただし、過去の現実

の売上額が実質的に異なる場合、事業者が証明した実績額)を合計するという方法が考えられる。

第5に、新しい課徴金の水準(算定率)について。カルテルの超過利益率、欧米の動向、前述の重加算税の税率などを考慮すると、カルテルの基礎額としては上述の水準(22-23%)まで引上げることができる(私的独占に関しては、不当な利得の平均値が公表されていないため、新しい課徴金の私的独占に対する算定率は計算できない)。

第6に、加減算要因についてである。これに関しては、少なくとも違反行為の繰返しは加算要素とする必要がある。これは刑法の累犯加重に類似した根拠によるのではなく、少なくともカルテルに関しては利益率が高いこと、あるいは従前の金銭的不利益処分では抑止力として十分でなかったことを根拠とするものである(公取委の公表資料によれば、繰返し違反の場合、カルテルの利得の平均値は24%とされ、その35%ないし40%増(重加算税率と同率)で売上額の32%ないし33%程度が1つの目安となる。これは繰返し違反のみを考慮するものであるが、他の加算要素があったとしても、この枠内であれば比例原則に反することはない)。コンプライアンス体制の整備は、減算要素とすべきでない。

第7に、市場分割協定などについて。不当な取引制限であれ、私的独占であれ、「一定の取引分野」が日本市場である場合、そこで売上がなかった企業(特に外国事業者)は仮に市場分割協定というハードコアカルテルの行為者であっても、市場分割協定という行為類型上、日本市場で売上がないのは当然であるにもかかわらず、課徴金は課せないというのが公取委の実務であるが、これには問題がある。このような場合には売上額について法律(または政令)に特則を設けるなどの対

応が必要なのではないと思われる。

第8に、競争萎縮効果について。排除型私的独占に対する金銭的サンクションについて、しばしば指摘される反対論は、それが正当な競争行為を萎縮させるおそれがあるというものである。しかし、これについては、

排除行為には明白な違法行為や不当な人為的手段が相当に含まれること、ガイドラインで明確化する等により、正当な競争行為に対する萎縮効果を最小限化することは不可能ではないことが指摘されるべきである。

については、日本では独禁法2条5項にいう排除とされた行為は複数の事業者が通謀・結合して行われた排除行為、不正な取引方法にも該当する行為、いわゆる cheap exclusion といわれる排除行為が大部分を占める。このうち通謀・結合による排除が正常な競争行為といえないことは明白であるし、cheap exclusion には故意が内在化しており、また不正な取引方法にも該当する行為も制裁目的の取引拒絶等（ニプロ）、90%以上という高率の占有率リベート（インテル）、10年もの長期にわたる排他条件付取引（ノーディオン）など不当な人為的手段を伴うものであって、価格と品質による正当な競争行為とは相当にかけ離れたものといわざるをえない。

このように、少なくとも従来公取委の私的独占の運用をみるかぎり、正当な競争を萎縮させるおそれがあるものを違法とし、排除措置を命じているものはみられない。排除型私的独占に課徴金が賦課されるようになったとしても、おそらくこの点は同様であろう。

最後に、いずれの国・地域においても金銭的サンクションは、構造指向的レメディや行為指向的レメディに比べて執行が相対的に容易であり、行政当局や裁判所による継続的監視が不要である点に特徴があるが、それ自

体としては市場支配力の弊害に対応するものではないことから、構造指向的レメディ、行為指向的レメディと組合せ、相互補完的に用いる必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

(1) 土田和博「不当な取引制限、支配型私的独占に対する違反金制度の在り方」ジュリスト 1342号、2007年10月1日（有斐閣）査読無し

(2) 土田和博「『独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理』」（内閣府大臣官房・独占禁止法基本問題検討室、2006年7月）についての管見」（2006年9月）内閣府へ提出。査読無し

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 2 件)

(1) 土田和博「排除型私的独占と課徴金」、早稲田大学21世紀COE叢書、上村達男編『第4巻 企業法制の現状と課題』（2009年3月、日本評論社）所収

(2) 土田和博「EU競争法における行政制裁金制度」、甲斐克則・田口守一編『企業活動と刑事規制の国際動向』（2008年3月、信山社）所収

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土田 和博 (TSUCHIDA KAZUHIRO)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：60163820

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし